

4 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策推進のため、政府行動計画に基づき、国、北海道、市、医療機関、指定（地方）公共機関、特措法第28条に規定される登録事業者、その他の一般事業者、市民は、以下の役割を担うこととされています。

市は、この役割分担において予防まん延など国及び北海道の要請に応じ適宜協力し、ワクチンの接種や市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援について体制を整備し対策を実施します。

また、一般事業者や市民の方へ各々の役割分担と対策の普及を行います。

(1) 国の役割

- ・ 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。
- ・ 国は新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。
- ・ 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進めます。

(2) 北海道の役割

- ・ 北海道は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・ 北海道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応に努めます。
- ・ 市町村と緊密な連携を図ります。

(3) 市の役割

- ・ 市は住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき確に対策を実施します。
- ・ 対策の実施に当たっては、北海道や近隣の市町と緊密な連携を図ります。

(4) 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備に努めます。
- ・ 医療機関は、診療継続計画に基づき発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、地域の医療機関が連携して医療の提供に努めます。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

- ・ 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(6) 登録事業者の役割

- ・ 特措法第28条に規定され、特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や、重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(7) 一般の事業者の役割

- ・ 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて職場における感染対策を行います。
- ・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれます。
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(8) 市民の役割

- ・ 市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、

季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。

- ・ 発生時に備え、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるために個人レベルでの対策を実施するよう努めます。